

労働者派遣法に基づく情報公開について

労働者派遣法第23条第5項に基づき、労働者派遣事業の状況を公開いたします。

事業所名称	バルテス・ホールディングス株式会社
事業所の所在地	大阪市西区阿波座1-3-15 関電不動産西本町ビル8F

1. マージン率等

対象期間：2025年4月1日～2026年3月31日

①派遣労働者数	②派遣先事業所数	③労働者派遣の料金 (1日8時間当たりの平均)	④派遣労働者の賃金 (1日8時間当たりの平均)	⑤マージン率 (③-④) ÷ ③
派遣実績無し	派遣実績無し	派遣実績無し	派遣実績無し	派遣実績無し

※マージン率は、マージン（派遣先より派遣元に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額）を派遣料金で除して得られた率をいいます。

2. マージン率に含まれる費用

①労働保険料・社会保険料	健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、雇用保険料、労災保険料などの 事業主負担分
②有給休暇費用	年次有給休暇/有給特別休暇取得時における賃金
③健康診断費用	一般健康診断費用
④募集費用	求人媒体費（紙媒体及びインターネット等）
⑤就業管理費用	就業に関する費用（登録受付・教育訓練・派遣先紹介・事務管理費等）
⑥営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費、法定手続費用、事務所費、通信費等
営業利益	派遣料金から労働者の賃金と①～⑥までを合算して差し引いた利益

3. 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

労使協定の締結の有無	有
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	全ての派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	2027年3月31日

4. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先	人事総務部 TEL 06-6534-6570
雇用安定措置を講じた人数	0人

5. 教育訓練に関する事項

訓練種別	対象者となる 派遣労働者	訓練方法	訓練費用 負担額	賃金支給
入社時研修・セキュリティー教育	雇入時	OFF-JT	無償	有給
1/2/3年目研修	派遣中	OFF-JT	無償	有給
P L 研修・P M 研修・改善提案プレゼン研修等	派遣中	OFF-JT	無償	有給
その他追加スキルアップを希望する方向けの研修、JSTQB試験対策講座	派遣中	OFF-JT	無償	無給

6. その他参考と認められる事項

(1) 東京都情報サービス産業健康保険組合の福利厚生施設・サービスが受けられます。

※社会保険加入者のみ

(2) インフルエンザ予防接種費用の助成があります。